塩尻市新型コロナウイルス復興支援事業

しおじり観光タクシー運行補助実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、塩尻市の観光需要の早期回復を目的として、市内の観光地を巡る観光の効率的な移動手段であるタクシー（大型タクシー、介護用等タクシーを含む）を対象とした運行代金に係る補助を行い、観光消費の促進を促すため、必要な事項を定めるものとする。

（事務取扱者）

第２条　一般社団法人塩尻市観光協会（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

（事業内容）

第３条　市内の観光地における観光消費の増進を図るとともに、市内タクシー会社のタクシー利用の促進を促す事業とし、利用者は長野県等が実施する補助事業との併用ができるものとする。

（対象事業者）

第４条　速やかに事業実施が可能な者のうち、次の各号に該当するものとする。

（１）　市内に営業所を有し、塩尻市観光協会員として登録がある事業者

（２）　新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインに基づき運営している者

（３）　本事業内容を理解し参加希望する者

（支援金対象要件）

第５条　支援金交付対象要件は、次の各号の要件を満たすものとする。

（１）　タクシー発着のいずれもが、市内であり、かつ発着のいずれかが観光地であり、観光を目的としたタクシー利用料金に限る。ただし、松本空港のみ市内を観光目的でタクシー利用しようとする利用者は対象とする。

（２）　事業者は、利用者に対し、観光タクシー補助申込書（様式第３号）に記載を求めることとする。

２　前項に定める対象経費の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。

（１）　観光催行の実現性が低いと判断されるもの

（２）　飲食、仕事、通勤、通学等を目的とするタクシー利用

（３）　その他、塩尻市及び事務局が不適当と認めるもの

３　事業者は、対象となる割引に際しては、利用者に対し、次のことを実施すること

（１）　本来の料金、割引後の料金及び割引料金となる支援金額を明確にすること

（２）　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮すること

（支援金の額）

第６条　支援金の額は、１台１利用あたり、タクシー利用代金の１/２とし、上限10,000円とする。

（支援金交付対象期間）

第７条　令和５年４月１７日（月）から令和５年６月３０日（金）までとする。ただし、終了期日前であっても、予算額に達した場合は、事業終了とする場合がある。

（取組の中止及び中断）

第８条　次に掲げる事由により、事務局は対象事業者に対し取組の中止及び中断を行うことができる。

（１）　新型コロナウイルスの感染状況の悪化

（２）　本要綱の規定に違反した場合

（３）　その他事務局が中止及び中断となりうる事項が発生した場合

（実績報告）

第９条　対象事業者は、当該事業の全てが完了したときは、実績報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、対象期間終了後２週間以内に事務局に提出することとする。

　（１）　実績内訳シート

（２）　観光タクシー補助申込書（様式第３号）

（３）　利用実績がわかる書類（入金確認書、領収書等）

（４）　その他事務局が必要と認めるもの

（支援金の請求）

第10条　対象事業者は、前条の実績報告書にあわせて請求書（様式第２号）を提出することとする。

（支援金の支払等）

第11条　第10条の規定による支援金の請求があった場合、事務局は実績報告書を確認のうえ、請求があった日から１４日以内に対象事業者に支援金を支払うものとする。

（支援金の交付条件）

第12条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　本要綱の規定に従うこと

（２）　対象事業者は、支援事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと

（３）　対象事業者は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保管しておくこと

（４）　支援金の交付の対象となる事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第

77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（５）　対象事業者は、前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと

（状況報告及び調査）

第13条　事務局は必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

（支援金の支払停止）

第14条　対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合、事務局は支援金の全部又は一部の支払を停止することができる。

（支援金の返還）

第15条　対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合、事務局は支払済みの支援金についてその返還を命じるものとする。

２ 前項の命令を受けた対象事業者は、事務局が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

（不正利用の防止）

第16条　対象事業者は、不正利用の防止措置を講じなければならない。

（補則）

第17条　この要綱に定めのない事項が発生した場合、塩尻市と事務局で協議の上、決定する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１７日から施行する。

　附　則（令和５年５月８日施行）

この要綱は、令和５年５月８日から施行する。